

生活交通の維持・確保に関する方策について

千葉県バス対策地域協議会印旛分科会

乗合バス事業については、平成14年2月の改正道路運送法の施行に伴い、需給調整規制は廃止され、事業への参入・退出等の規制が緩和されました。

これにより、交通需要の少ない地方部における乗合バス路線については、不採算路線からの退出の加速が懸念され、地域住民の皆様にとって真に必要な生活交通の確保に支障を来たすことが危惧されています。

このため千葉県では、「千葉県バス対策地域協議会」を設け、さらに各地域振興事務所及び交通計画課に「分科会」を設けて地域のニーズに応じた具体的な生活交通確保のための方策を協議することとしています。

このたび印旛分科会では、乗合バスを運行するバス事業者から今後の運行について協議の申出のあった路線について、別添のとおり協議しましたので、その結果を公表します。

令和8年5月25日（月）

千葉県バス対策地域協議会印旛分科会
（事務局：千葉県印旛地域振興事務所 企画課内）
〒285-8503 佐倉市鎬木仲田町8-1
電話番号 043-483-1111

別記第7号様式

千葉県バス対策地域協議会第1回分科会協議結果総括表

分科会名：印旛分科会

協議年月日：令和8年5月8日

(協議終了路線)

次の協議路線については、分科会において協議した結果、事業者の協議申出を了承し、協議を終了することとしましたのでお知らせいたします。

協議路線				関係市町村	分科会における協議結果	備考
事業者名	路線名	起点・終点 (経由地)	協議申出内容 (実施予定年月日)			
京成バス千葉 イースト 株式会社	八街線	成東駅・八街駅 (埴谷経由)	路線廃止 (令和8年10月1日)	八街市 山武市	影響はあるものの退出はやむを得ず、申し出のとおり令和8年10月1日付けで当該路線を廃止する。 なお、今後の生活交通の確保については、沿線市の地域公共交通活性化協議会等で協議する。	
京成バス千葉 イースト 株式会社	八街線	山武支所前・八街駅 (支所経由)	路線廃止 (令和8年10月1日)	八街市 山武市	影響はあるものの退出はやむを得ず、申し出のとおり令和8年10月1日付けで当該路線を廃止する。 なお、今後の生活交通の確保については、沿線市の地域公共交通活性化協議会等で協議する。	
京成バス千葉 イースト 株式会社	八街循環線	八街駅・八街駅 (吉田・勢田)	路線廃止 (令和8年10月1日)	八街市	影響はあるものの退出はやむを得ず、申し出のとおり令和8年10月1日付けで当該路線を廃止する。 なお、今後の生活交通の確保については、沿線市の地域公共交通活性化協議会等で協議する。	